

8/30

平成17年(2005年)

選挙特集号

広報

むこう

衆議院議員総選挙
特集号



●向日市役所(〒617-8665 京都府向日市寺戸町中野20) ●編集 秘書広報課 ●電話 075(931)1111 ●http://www.city.muko.kyoto.jp/

■選挙公報を置く施設■

施設の名称	所在地
向日市役所	寺戸町中野20
向日市民会館	寺戸町中ノ段17-1
物集女公民館	物集女町中条26
寺戸公民館	寺戸町初田18
森本公民館	森本町前田6-7
鶏冠井公民館	鶏冠井町御屋敷26
上植野公民館	上植野町西小路15
物集女コミュニティセンター	物集女町北ノ口33
寺戸コミュニティセンター	寺戸町山縄手11-3
西向日コミュニティセンター	上植野町御塔道7-5
向日コミュニティセンター	向日町南山3-3
上植野コミュニティセンター	上植野町桑原1-3
鶏冠井コミュニティセンター	鶏冠井町上古8-8
向日市民体育館	森本町小柳23-1
向日市民温水プール	鶏冠井町上古8-1

衆議院議員総選挙

最高裁判所裁判官国民審査

投票日は

投票時間は

9月11日(日)

午前7時～午後8時

9月11日(日)は、衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査の投票日です。

- 小選挙区選挙(京都府第3区)は、白色の投票用紙に「候補者名」を記入して投票してください。
- 比例代表選挙(近畿ブロック)は、オレンジ色の投票用紙に「政党名」を記入して投票してください。
- 最高裁判所裁判官国民審査は、クリーム色の投票用紙に印刷されている裁判官の氏名の上の欄にやめさせたいと思えば「×」印を、やめさせたくないと思えば何も記入せずに投票してください。「×」印のほかに文字や「○」印などを記載すると無効票となります。投票用紙の注意書をよくお読みください。

ご利用ください 期日前投票

衆議院議員総選挙

8月31日(水)～9月10日(土) 午前8時30分～午後8時

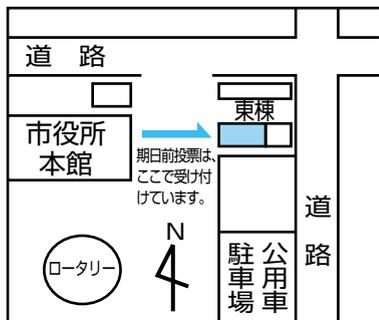
最高裁判所裁判官国民審査

9月4日(日)～9月10日(土) 午前8時30分～午後8時

9月11日(日)の投票日にレジャーや用務または病気やお産などのため、投票できない方は、前もって「期日前投票」ができます。

●場所 向日市役所本館東棟会議室
※投票用紙を直接投票箱に投函していただけます。

※期日前投票をされる方は、
入場整理券を持ってお越しください。



ご注意ください

- 9月11日(日)の投票日には、次のことに注意してください。
- (1) 投票時間は、午前7時から午後8時までです。
 - (2) 投票所へは、「入場整理券」を忘れずに持ってきてください。入場整理券を忘れて、紛失されたときは、投票所の係員に申し出てください。
 - (3) 投票所に行く前に、あなたの決められた投票所(入場整理券の表に書いてあります。)をもう一度確かめてください。
※投票所の変更は、平成18年4月に任期満了の京都府知事選挙から実施します。今回は従来どおりの投票所です。
 - (4) 手の不自由な方や、読み書きのできない方のために代理投票の制度があります。また、目の不自由な方は、点字投票ができますので、投票所の係員に申し出てください。
※代理投票された場合でも投票の秘密は守られます。

選挙公報 9月8日(木)ごろ新聞折込みします

今回の選挙公報は、9月8日(木)ごろに朝日、京都、産経、毎日、読売各新聞の朝刊に折込んで、みなさんのご家庭に配布します。

これらの新聞を購読しておられないご家庭で、秘書広報課に届出をしておられない方は、市選挙管理委員会までご連絡ください(電話でも可)。選挙公報をお送りします。また、新聞折込み日以後に公民館やコミセンなど市内15か所の公共施設(左上の表)に、直接取りに行ってください。

ご確認ください 入場整理券

入場整理券は、世帯ごとに取りまとめ封筒で郵送します。なお、一人世帯の方には、ハガキで郵送します。

■郵便で不在者投票をする制度があります■

郵便による不在者投票の対象者

	身体障害者手帳	戦傷病者手帳	介護保険被保険者証
心臓・じん臓・呼吸器・直腸・ぼうこう・小腸	1級または3級	特別項症から第3項症	—
両下肢・体幹・移動機能	1級または2級	特別項症から第2項症	—
免疫の障害	1級から3級	—	—
要介護状態区分	—	—	要介護5

※上表の障害の程度に該当される方は、選挙管理委員会までお問い合わせください。

選挙に関するお問い合わせ

向日市選挙管理委員会 ☎931-1111 (内線510、511)

■衆議院議員総選挙の投票ができる方■

年齢要件	昭和60年9月12日以前に出生の方
住所要件	引き続き3か月以上同一の市区町村の区域内に住所を有する方

●向日市へ転入された方

平成17年6月1日以前の届出	向日市で投票できます。
平成17年6月2日以後の届出	旧住所の市町村で投票できます。

●向日市から転出された方

平成17年6月1日以前の届出	新住所の市町村で投票できます。
平成17年6月2日以後の届出	向日市で投票できます。

●向日市内で転居された方

平成17年8月18日以前の届出	新住所の投票区で投票できます。
平成17年8月19日以後の届出	旧住所の投票区で投票できます。

■この選挙の投・開票速報(向日市分)は、インターネット向日市ホームページ(http://www.city.muko.kyoto.jp/)でお知らせします。■